

岩手県告示第298号

特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例の規定による閲覧及び謄写の場所の指定（平成24年岩手県告示第204号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後								
<p>1 条例第4条第1項の規定により指定する閲覧及び謄写の場所</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1"><tr><td>閲覧又は謄写に係る書類を提出した特定非営利活動法人（以下「法人」という。）の主たる事務所が盛岡市、八幡平市、<u>滝沢市</u>、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合（岩手郡のうち葛巻町にあっては葛巻町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、紫波郡のうち紫波町にあっては紫波町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	閲覧又は謄写に係る書類を提出した特定非営利活動法人（以下「法人」という。）の主たる事務所が盛岡市、八幡平市、 <u>滝沢市</u> 、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合（岩手郡のうち葛巻町にあっては葛巻町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、紫波郡のうち紫波町にあっては紫波町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）	[略]	[略]	[略]	<p>1 条例第4条第1項の規定により指定する閲覧及び謄写の場所</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1"><tr><td>閲覧又は謄写に係る書類を提出した特定非営利活動法人（以下「法人」という。）の主たる事務所が盛岡市、八幡平市、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合（岩手郡のうち葛巻町にあっては葛巻町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、紫波郡のうち紫波町にあっては紫波町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	閲覧又は謄写に係る書類を提出した特定非営利活動法人（以下「法人」という。）の主たる事務所が盛岡市、八幡平市、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合（岩手郡のうち葛巻町にあっては葛巻町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、紫波郡のうち紫波町にあっては紫波町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）	[略]	[略]	[略]
閲覧又は謄写に係る書類を提出した特定非営利活動法人（以下「法人」という。）の主たる事務所が盛岡市、八幡平市、 <u>滝沢市</u> 、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合（岩手郡のうち葛巻町にあっては葛巻町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、紫波郡のうち紫波町にあっては紫波町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）	[略]								
[略]	[略]								
閲覧又は謄写に係る書類を提出した特定非営利活動法人（以下「法人」という。）の主たる事務所が盛岡市、八幡平市、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合（岩手郡のうち葛巻町にあっては葛巻町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、紫波郡のうち紫波町にあっては紫波町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）	[略]								
[略]	[略]								
備考 改正部分は、下線の部分である。									